

令和4年10月18日

住 民 各 位

朝霞市上下水道部水道施設課長 長島 一政

### 膝折浄水場場内桜の木の取扱いについて

膝折浄水場場内桜の木の取扱いについて報告いたします。

去る、8月24日（水）及び8月28日（日）に開催した膝折浄水場撤去工事の住民説明会において、場内の桜の木について、伐採を可とする意見と、不可とする意見が出され、樹木医による診断を経て、取扱いを判断することとされました。

樹木医による診断は次のとおりです。

1 点目、配水池躯体撤去の影響で道路側への倒木の恐れがあること。

2 点目、この木は樹齢50年以上のソメイヨシノの老木であり移植に対する耐性が低く、移植するための剪定等で木を腐食させる菌に罹患し、木の芯部が腐食することで倒木等の危険が高まること。

市では、この診断結果から、この桜を伐採するという判断をいたしました。

昨今の城山公園内における樹木の倒木の事例等を鑑み、苦渋の決断ではありますが、ご理解賜りますよう存じます。

問い合わせ

朝霞市上下水道部水道施設課水道管理係 増田

TEL 048-463-1203

[suido\\_sisetu@city.asaka.lg.jp](mailto:suido_sisetu@city.asaka.lg.jp)